

空き家情報登録制度「空き家バンク」媒介等に関する協定書

印西市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会印旛支部（以下「乙」という。）とは、印西市空き家バンク実施要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号に規定する空き家（以下「空き家」という。）の媒介等に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引に係る一般社団法人としての各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づき、空き家に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、「空き家の媒介等」とは、要綱第4条に規定する物件登録者（以下「物件登録者」という。）と空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）との間の空き家の売買、賃貸借等の契約の代理又は媒介を行うことをいう。

（業務執行体制の整備）

第3条 乙は、この協定の業務に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- (1) 社会的信頼の確保と節度のある規律の確立
- (2) 取引の信頼性と安全性の確保

（業務の内容）

第4条 乙は、要綱第9条の規定による空き家等の媒介を依頼されたときは、当該依頼に適した空き家の媒介等を行うものとする。

2 乙は、要綱第10条第2項の規定による通知を受けたときは当該利用希望者の希望する空き家の媒介等を行うものとする。

（結果等の報告）

第5条 乙は、要綱第9条の規定による依頼を受けた物件登録者と媒介等の契約を書面で締結するものとし、当該契約締結後、速やかにその写しを甲に送

付し、報告するものとする。

2 乙は、前項の規定による媒介等の結果について、3か月以内に空き家バンク媒介等結果報告書（別記様式）により甲に報告するものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第6条 この協定に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合には、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、空き家の媒介等の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）その他の関係法令又はこの協定に違反したときは、催告しないで協定を解除できるものとする。

2 前項の規定によりこの協定が解除され、乙に損害が発生した場合であっても、甲はその賠償の責を負わない。

（情報の管理及び目的外利用の禁止）

第8条 乙は、この協定により得た情報について責任を持って管理し、空き家バンクに係る利用目的以外に利用してはならない。

（事務の処理）

第9条 甲又は乙は、事務手続を円滑に処理するため、それぞれ事務取扱責任者を置くことができる。この場合において、甲又は乙は、書面により通知するものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかが別段の意思表示をしないときは、さらに1年延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定又はこの協定に定めのない事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年12月25日

甲 千葉県印西市大森2364番地2
印西市
印西市長 板倉 正直

乙 千葉県佐倉市江原新田628番地2
一般社団法人
千葉県宅地建物取引業協会印旛支部
印旛支部長 飯田 隆義